第 53 号 議 案

一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月9日

長崎県知事 大 石 賢 吾

一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年長崎県条例第83号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	(防疫等作業手当の特例)
	第5条の2 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウ
	イルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保
	健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの
	に限る。) であるものに限る。以下同じ。) から県民の生命及び健康を保護
	するために緊急に行われた措置に係る作業であって、次の各号に掲げる作
	業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、前
	条の規定は適用しない。
	(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者(以下この
	条において「対象者」という。)に接して行う作業に従事したとき。
	(2) 対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。
	条の規定は適用しない。 (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者(以下こ条において「対象者」という。)に接して行う作業に従事したとき。

(3) 対象者が現に集団で滞在している施設内に勤務時間の大部分をとど
まって行う作業に従事したとき。
(4) 作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性によ
る精神的緊張が前3号に相当すると認められる作業に従事したとき。
2 前項の手当の額は、作業1日につき、4,000円を超えない範囲内において
人事委員会規則で定める。_

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
	(新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例)
	第5条の2 警察職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロ
	ナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世
	界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告された
	ものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る警察業務であって、
	次の各号に掲げる作業に従事したときは、作業1日につき、4,000円を超え
	ない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。
	(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者(以下この
	条において「対象者」という。) に接して行う作業に従事したとき。
	(2) 対象者が使用した物件の処理作業に従事したとき。
	(3) 作業の性質・態様に照らし、感染の危険性及び勤務環境の特殊性によ
	る精神的緊張が前2号に相当すると認められる作業に従事したとき。

(災害派遣手当等に関する条例の一部改正)

第3条 災害派遣手当等に関する条例(平成5年長崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。 改正後

(目的)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項 及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「大 規模災害復興法」という。)第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号。以下「国民保護法」という。) 第154条に規定する武力攻撃災害等 派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31 号。以下「新型インフルエンザ法」という。) 第26条の8に規定する特定新 型インフルエンザ等対策派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支 給について必要な事項を定めることを目的とする。

(災害派遣手当等の支給)

第2条 派遣職員(災害対策基本法第32条第1項に規定する災害応急対策又 は災害復旧のため派遣された職員、大規模災害復興法第56条第1項に規定 する復興計画の作成等のため派遣された職員、国民保護法第154条に規定す る国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び新型インフル エンザ法第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のた め派遣された職員をいう。)がその住所又は居所を離れて長崎県の区域に滞 在することを要するときは、当該派遣職員に対し災害派遣手当等を支給す る。

附則

2 略

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項 及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「大 規模災害復興法」という。)第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号。以下「国民保護法」という。) 第154条に規定する武力攻撃災害等 派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31 号。以下「新型インフルエンザ法」という。)第44条に規定する新型インフ ルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に ついて必要な事項を定めることを目的とする。

改正前

(災害派遣手当等の支給)

第2条 派遣職員(災害対策基本法第32条第1項に規定する災害応急対策又 は災害復旧のため派遣された職員、大規模災害復興法第56条第1項に規定 する復興計画の作成等のため派遣された職員、国民保護法第154条に規定す る国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員及び新型インフル エンザ法第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のた め派遣された職員をいう。)がその住所又は居所を離れて長崎県の区域に滞 在することを要するときは、当該派遣職員に対し災害派遣手当等を支給す る。

2 略

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14 号) 附則第1条本文の規定による施行の日から施行する。

(提案理由)

人事院規則 9-129(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9-30(特殊勤務手当)の特例)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)が改正されたことを踏まえ、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。